

負けへんで！



あつという間に夏が終わりましたが、みなさんお元気ですか？台風も過ぎ去り、一気に秋らしくなってきましたね。これから朝夕冷えてまいりますので、体にはくれぐれもお気をつけください。

テレビとラジオ出演 Oni ビジョンニュースわいど「言いたい法題」／RSKラジオ「敷居のめ～っちゃ低い法律相談所」

Oni ビジョン ニュースわいど「言いたい法題」に出演中。直近の放送は、9月22日「万引き犯の顔写真公開—法的に問題はないのか？—」、10月20日「ノーベル賞の中村さんも以前苦労したんです—職務発明と対価—」でした。次回放送は11月18日です。

RSKラジオは、毎週火曜日午後6：10～です。身近に起こる様々なトラブルを、他の法律専門家とともにお答えしますよ！



▲
敷居のめ～っちゃ低い法律
相談所コミュニティと
して出演中！



▲
ますます白熱！
言いたい法題！

トピック① 7／29 テレビ朝日「モーニングバード」に出演！



川崎市の遺体安置所の設置をめぐる住民との間の紛争に関して、「行政分野に詳しい弁護士？」ということで、写真入りでのコメントで出演しました。飲み会の合間の慌ただしい時間に、番組プロデューサーには、施設の設定に対する行政の規制の歴史や行政の規制がある葬儀場やその他迷惑施設といわれるものと今回問題になっている遺体安置所の比較までじっくりと問題点を電話でお話ししたのですが、「そもそも遺体安置所に関して規制や法律がないのが問題」というコメントだけで終わってしまいました。私がお話ししたオリジナルな内容は出演していたコメンテーターに見事にパクられていました（笑）。

トピック② 9月上旬 李登輝友の会の皆様と台湾の李登輝先生を訪問しました！



李登輝先生には何と御自宅にお招きいただき、3時間強もお話ししていただきました。本物の愛国無私の本物の政治家に接することができて、感無量でした。もしもの話ですが、もっと若い頃にお話しをお聴きできていれば、私の人生変わっていたらと思うかもしれません。言うまでもなく、地政学的に見て、台湾は我が国のシーレーンの要。どこかの国に過敏に配慮することなく、アメリカのように台湾関係法の日本版を早急に制定すべきだと改めて確信した次第。なお、私の隣は、司法研修所同期の山下たかし衆議院議員。

第31次地方制度調査会の行方

地方自治制度を見直す第31次地方制度調査会（地制調）の議論がスタートした。人口減少社
会に対処する自治体の在り方や、地方議会の活
性化などを主なテーマに、2年間にわたって審
議し、首相に答申する。地制調委員30人のうち、



人口減少社会への対応につ
いて、首相から意見を聞いた第
31次地制調第4回専門小委員
会。28日、東京駅内

避けられぬ合併と道州制導入。

「静岡の意識をどう受け止め
るか。
人口減は地制調では初めての
切り口で、よさやく目が重い感
を上げた。過去の政権が無為無
策だったために状況が深刻化し
てしまった。岡山県内でも消滅
する自治体が現れる可能性が高
く、抜本的、実効的かつ総合的
な対策が必要だ。
人口減問題の議論のダイナ
ムは何か。
地制調委員の間でも、まさ方
向性が定まっていない。倉敷市
や福山市の圏域が広域連携の主

岡山弁護士会

小林 裕彦氏



こばやし、やすひこ 一橋大法学部卒。外
務省（現厚労省）を経て1999年に岡山弁
士会委員。第31次地制調委員、玉野市玉野。

「地方議会議事録をどう受け止め
るか。
人口減は地制調では初めての
切り口で、よさやく目が重い感
を上げた。過去の政権が無為無
策だったために状況が深刻化し
てしまった。岡山県内でも消滅
する自治体が現れる可能性が高
く、抜本的、実効的かつ総合的
な対策が必要だ。
人口減問題の議論のダイナ
ムは何か。
地制調委員の間でも、まさ方
向性が定まっていない。倉敷市
や福山市の圏域が広域連携の主

「将来的には道州制が視野に
入るのか。
人口減に対処するにはさらな
る市町村合併と道州制導入は避
けられない。合併は行政効率化
のメリットが大きく、平成の大
合併の第2弾を導めるべきだ。
県と5市町村の「二層型化」、ひ
いては道州制の議論も必要。た
だ、行政効率以上に、住民の意
思を反映し、地域の伝統文化、

歴史を継ぎ仕組みづくりが本旨
に重要となる。
「地方議会議事録をどう受け
ついで。
多くの自治体で包括外部監査
を担当したが、監査のたびに問
題が出た。監査委員は婦女性
の観点から、首長ではなく第三者
機関が任命する仕組みに変わる
べきだ。さらに自治体に内部統
制システムを導入して定例の監
査を行うこととし、監査委員は
よりテーマ性の高い内容に特化
していかなければならない。」

（小澤純）

■□ 法（ほう）～納得！ 第9号 □■

平成26年 8月 1日発行

● 大学でも必要なクレーマー対策

先月に起きた通信大手B社の情報流出事件は、まだ記憶に新しいところですが、この事件に関連しては、「お金を払えば特殊なルートで、流出した情報を消すことができる」と言って詐欺行為を行う者も出てきているようですので注意が必要です。また、B社に限ったことではなく、他の会社に対して、この事件に便乗したとも思われるクレーム的要求もされているケースもあるようです。大学の立場からは、クレーム的要求を受ける場合もあるかと思しますので、今回はクレーマー対策についてお話ししたいと思います。

1 事実関係の調査

最近「クレーマー」「モンスターコンシューマー」などの言葉も定着し、会社が顧客からの苦情の対応に追われることが多くなっています。このような苦情の中には、会社が責任を負うべき正当な要求ももちろんありますが、単なる言いがかりに過ぎない場合も少なくありません。会社としては、まず、事実確認や調査を行い、会社が責任を負うべき内容の要求かどうかをきちんと見極める必要があります。

これは、大学に関しても同じです。

2 土下座要求は犯罪成立の可能性も

昨年9月に終了したドラマ『半沢直樹』では、主人公の半沢が上司に対して「倍返し」として土下座をさせるシーンが出てきました。この頃、衣料品チェーンSの従業員に対してお詫びをさせた写真をツイッターに投稿したユーザーが炎上するなど、土下座して謝罪を要求する消費者が出たようです。ドラマの影響を受けすぎているとも思われますが、土下座してお詫びというフレーズは日本では耳にするフレーズではありません。

では、クレーマーが、土下座での謝罪を実際に要求してきた場合にはどのように対応すれば良いのでしょうか。土下座して謝罪しろと要求し、土下座しなければ大学の悪い評判を流す、上司や大学に通報する旨告知してきたような場合には、「強要罪」（刑法223条1項、3年以下の懲役）が成立する可能性があります。

トラブルの原因が職員の対応ミスで大学が謝罪すべき点があったとしても、土下座をするまでの義務はありません。したがって、このように対応ミスがあった場合でも、「強要罪」は成立する余地がありますし、結果的に土下座をしなかった場合でも、土下座を要求した事自体により「強要未遂罪」（刑法223条3項）が成立する可能性があります。

クレーマーによる過度な要求は、上述のように、犯罪になる可能性もあります。このようなクレーマーに対して対応窓口を弁護士に移すことで沈静化するケースもあります。苦情処理に悩まれた場合は、一度弁護士に相談することをお勧めします。

弁護士 小林 裕彦（やすひこ）

■□ 法（ほう）～納得！ 第10号 □■

平成26年 9月 1日発行

● 消費者被害とクーリング・オフ

高級羽毛布団と言われて高額な支払を求められた、マルチ被害に遭った等、消費者被害と呼ばれる事件は古今東西を問わず発生し続けています。

一人暮らしを始めた大学生も、消費者被害の危険にあっている可能性もあります。教職員の皆様も、いつ大学生から相談を受けるか分かりません。そのため、今回は消費者被害の救済方法についてお話ししようと思います。

【消費者被害の救済方法】

まず、錯誤（民法95条）、詐欺・強迫（民法96条）、消費者契約法違反などを理由とした契約の取消や無効を主張することが考えられます。これらの主張が認められれば、商品代金等の支払を拒むことができますし、仮に支払済みであれば代金の返還を請求することが可能です。

もっとも、裁判上において上記の主張が認められるためには証拠を集め、それぞれの要件を満たす必要がありますし、そもそも主張自体、容易に認められるものでもありません。そこで、消費者保護の観点から、特別法により被害の救済が図られています。

その中でも代表的な規定が特定商取引に関する法律、いわゆる特商法のクーリング・オフ制度です。この制度は、基本的には、一定の期間内（法定の書面が交付された日から8日間）に相手方に書面で通知することによって、一度締結した契約を消費者の側から一方的に解除するものであり、消費者保護のために非常に強力な効果を有するものです。

なお、この8日間という期間制限ですが、法律で定められた事項が書かれた契約書面（法定書面という）を受け取った日を1日目として数えます（連鎖販売取引は、法定書面を受け取った日、もしくは商品を受け取った日の、いずれか遅いほうを1日目とします）。

例えば、「訪問販売でガスの契約を結んだが、契約書はもらっていない。契約から10日が経っているが、クーリング・オフはできるか？」という事例の場合、本来は訪問販売のクーリング・オフ期間は8日間ですが、法定書面を受け取らない限りいつでもクーリング・オフが可能です。

「解約はできない」などと業者に脅されたり、「この取引にはクーリング・オフ制度はない」「商品を使用しているのでクーリング・オフはできない」などと虚偽の説明をされて、消費者がクーリング・オフを妨害された場合には、業者から改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を渡されてから所定の期間を超えるまでは、クーリング・オフができます。

クーリング・オフが使われる典型例としては、訪問販売やマルチ商法があげられますが、最近新たな類型が追加されました。それは「押し買い」と呼ばれる行為（法律上は「訪問購入」と規定されます。）です。「押し買い」とは、突然自宅に押しかけ、貴金属等を売却するように執拗に勧誘し、相場よりかなり低い値段で買い取ってしまう行為です。

このような行為は2008年頃から相談件数が増加しており、2011年度には4000件をこえる相談が寄せられていました。そこで、法改正により平成25年2月21日から規制の対象となったのです。

これにより、上記のような「押し買い」行為についても契約から8日以内にクーリング・オフの通知を送れば契約を解除することが可能となりました。もっとも、自動車や家具、書籍等は適用除外となりますし、消費者から売買契約を持ちかけた上で訪問し売却した場合はクーリング・オフの対象外となりますので、注意が必要です。

このように消費者被害の分野は被害の実態に合わせて法改正が頻繁に行われる分野ですので、消費者被害に遭ったと疑われる場合には専門家に相談することをお勧めします。

弁護士 小林 裕彦(やすひこ)

■□ 法（ほう）～納得！ 第11号 □■

平成26年 10月 1日発行

● スマホの囲い込み商法

現在、携帯電話の契約数の約半数はスマートフォンです。そして、先日9月19日には iPhone6 も発売され、多くの関心を集めています。iPhone6 の発売に伴い、「そろそろガラケーからスマホにしようか」や「Android から iPhone に替えようか」などと検討された方も多いと思います。

電話会社は、他者に顧客を奪われないように契約やサービスで様々な縛りをかけて「囲い込み」を行っています。その代表例が次の2つです。まず、一つ目は「SIMロック」、二つ目が「契約の2年縛り」です。今日は、この二つ目の問題に関連した携帯電話契約の「解約」についてお話ししようと思います。

1 2年縛り

大手携帯電話会社では、顧客が2年間使い続けることを条件に基本料金を半額にするなどの割引を行っています。問題は、これを途中で解約すると1万円近くの解約料をとられるという点です。

この2年縛りについては、「最初の2年間は縛られているが、2年経過後は自由に解約できる」と考えている人が多く、携帯電話サービスの苦情相談では、解約の点に関する相談件数が第1位となっています（全国消費生活情報ネットワーク）。

なお、SIMロックとは電話会社がスマホや携帯電話を売るときに他社のSIMカードを入れても動かないように制限する（つまり、ロックする）ことを言いますが、「SIMロック」と「契約の2年縛り」とのセットで顧客を囲い込むという形になっているのです。

2 2年縛りの法的問題

「解約料なしに解約できる期間が2年経過後の1カ月のみ」という2年縛りについて、法的に問題はないのでしょうか。

更新後の契約解除料については、その有効性をめぐる裁判も起こされています。その根拠としては、解除料は、「解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」として消費者契約法第9条第1号で構成されたものもあります。もっとも、高等裁判所レベルではありますが、この解約金は無効ではないと判断されていますので、現段階で解約料の有効性を争うことは困難であるといわざるを得ません。

3 今後の動き

このように裁判でも無効を争うことは難しい解約料ですが、総務省は解約料をとることについて携帯電話会社に見直しを求める方向であるとの報道がされていました。

私たちが携帯電話会社とトラブルになることをできるだけ避けるためにも、契約締結前の説明は十分理解した上で、スマホを使いたいものです。

弁護士 小林 裕彦(やすひこ)

連載

企業法務ケーススタディー

vol.51

職務上の著作物

—その著作権、誰のもの?—



相談内容

当社は、労働者派遣事業を営んでいます。当社の労働者Aが、派遣先であるB社での業務において作成した顧客管理プログラムが、今までにない機能を有していると高い評価を受けたため、当社の製品として発売することを計画しています。商品化について、Aの了解も得ているため問題はないと思いますが、その他に検討すべきことはありますか。

回答

1 プログラムにも著作権はあるの？

著作権法第10条第1項第9号では、「プログラムの著作物」が著作権の対象である「著作物」の一つとされていますが、全てのプログラムが「著作物」に相当するものではありません。ありふれたものではない「創작성」のあるプログラムのみが、「著作物」になることを意味しています。

Aが作成した顧客管理プログラムは、今までにない機能を有しているということで、「創작성」のあるものと考えられ、「著作物」として著作権の対象になると言えます。

2 相談者とAとB社の関係はどうなっているの？

労働者派遣では、派遣元と労働者の間に雇用関係が発生します。労働者は、雇用関係のない派遣先で、その指揮監督のもと業務に従事することになります。

ご相談の事案でも、Aは御社とのみ雇用関係があり、AとB社の間には雇用関係がありません。

3 職務著作

このプログラムは、御社と労働契約を結んだAが作成したものであり、一見して、その著作権は御社、もしくはAに帰属しているように思われますが、実はそうではありません。著作権法上、法人の指揮監督のもとで、業務に従事している人が職務上作成したプログラムの著作権は、法人に帰属することになっています(著作権法第15条第2項)。そして、指揮監督のもとで業務に従事することと雇用関係にあることは別ものです。つまり、Aは、御社と雇用関係を有していますが、派遣先であるB社の指揮監督のもとで

本件のプログラムを作成している以上、この著作権はB社に帰属する可能性が高いのです。

4 このまま販売するとどうなるか

著作権の帰属について明確にしないまま御社が販売すると、B社から損害賠償請求や販売の差止請求を受けることが考えられます。販売年数や、利益率にもよりますが、1億円以上の損害賠償が認められた事例もあります(東京地裁平成26年3月14日判決)。また、刑事罰として、著作権侵害行為者は10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方が科され、行為者の所属する法人にも3億円以下の罰金が科される可能性があり、金銭面、社会的信用面で著しくダメージを受けることになります。

5 著作権が誰に帰属するかにも注意を

このような事態を避けるため、著作権など知的財産権の帰属について、あらかじめ契約書で明記しておくことが重要です。

著作権など知的財産権に関する問題は、どのようなものに知的財産権が生じるかだけでなく、誰に帰属するかを理解しておく必要があります。

知的財産権についてお悩みなら、専門家に相談することをお勧めします。

弁護士 小林 裕彦

昭和35年2月17日、大阪市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に小林裕彦法律事務所(現在弁護士は7人)を構える。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル6階
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092



法務虎の穴 第41回 「解雇後の団体交渉」 弁護士 小林 裕彦

従業員を懲戒解雇した約3年後に、本人が外部の労働組合に加入し、その労働組合から「不当解雇」を理由に団体交渉を申し入れられた会社が相談にやってきた場合、会社としてまずどのような対応をとるべきか、どのような書面を出すべきか相談に来られる場合があると思います。今回は、このように、従業員が労働組合に駆け込んだ場合の対応について御説明します。

上記のような状況におかれた会社から相談を受けた場合には、どのように答えるべきでしょうか。

会社としては、既に解雇している元従業員であることから団体交渉に負う必要はない、と考える方もいらっしゃると思います。しかし、憲法第28条では、団体交渉を行うことを労働者の権利として保障し、これを受けて労働組合法第7条第2号は、「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと」を禁止することにより、使用者の団体交渉義務を定めています。

そこで、問題となるのが、団体交渉を拒否する「正当な理由」があるかという点です。

実務においては、従業員が解雇の効力を争っている場合には会社との雇用関係は完全に消滅したとは言いきれないことを理由として、使用者は団体交渉に応じる義務があると判断されています。もっとも、解雇後、著しく遅延した「駆け込み」に基づく団体交渉要求の場合には、組合は団体交渉権を有さず、使用者はこれを拒否する「正当な理由」があるとされています。なお、実際のケースで、解雇後6年以上経過してからの団体交渉申し入れを拒否した使用者に対して、使用者側に団体交渉に応じる義務があったと判断された裁判例も存在するため「正当な理由」については慎重なアドバイスが必要となります。

今回の事案では、解雇後3年という点に着目すると団体交渉に応じる義務があると判断される可能性が高いと考えられます。このように団体交渉に応じる義務はあると考えられますが、懲戒解雇の事由について、その原因行為が明らかである場合には、懲戒解雇が正当であるとされる可能性が高いので団体交渉に応じて、使用者にとって痛手はないといえます。場合によ

ては労働審判や雇用関係の不存在確認を求める訴訟の提起を行うという対抗策も考えられますが、これらについては弁護士に御相談下さい。



筆者プロフィール

小林 裕彦(こばやし やすひこ)

昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。



法務虎の穴 第42回 「クレーム対応：正当な要求なの？」 弁護士 小林 裕彦

会社側から以下のような相談がきたと想定して下さい。このようなクレームに対してどのような対応をアドバイスすべきかについて、今回はお話ししたいと思います。

ある会社の製品を購入したある顧客から、「商品に欠陥があって怪我をした。高額な医療費がかかっている。誠意を見せる。」との電話がかかってきています。どのように対応すればいいですか。

1 会社が責任を負うべき内容か

最近「クレマー」「モンスターコンシューマー」などの言葉も定着し、会社が顧客からの苦情の対応に追われることが多くなっています。このような苦情の中には、会社が責任を負うべき正当な要求ももちろんありますが、単なる言いがかりに過ぎない場合も少なくありません。会社としては、まず、事実確認や調査を行い、会社が責任を負うべき内容の要求かどうかをきちんと見極める必要があります。相談のケースでいえば、本当に商品に欠陥があったのか、その欠陥が原因で顧客が怪我をしたのか、要求されているような治療費が本当にかかっているのかなどの事実を確認する必要があります。

2 会社に責任がある場合

会社が責任を負うケースとしては、債務

不履行責任、製造物責任など様々な法的根拠が考えられますが、いずれの場合であっても、「顧客に損害が生じた」という事実だけで会社の責任が認められるわけではありません。例えば、債務不履行責任であれば、会社に過失があり、その過失と顧客の損害との間に因果関係が認められることが必要となります。会社としては、収集した情報をもとに、これらの責任の発生要件をみとめるかどうかを検討しなければなりません。

3 単なる言いがかりにすぎない場合

検討の結果、会社が法的な責任を負わないとの判断に達したのであれば、毅然とした態度で要求を拒否することが必要です。顧客から威嚇的な言動をされた場合、穏便に処理しようとしてお詫びの金品などを安易に交付しがちですが、法的な責任がない場合にそのような対応を取ると、悪質なクレマーにつけ込まれることにもなりかねません。

4 クレームをきっかけとして信頼を得るために

会社に苦情を寄せる顧客は、会社に対して多かれ少なかれ悪意を持っているうえ、苦情に対応した担当者の言動が原因で、さらに怒りが増幅してしまう場合もあります。

会社としては、苦情を受けた場合の初期対応についてマニュアルを整備するとともに、

その後の処理手順を組織として確立し、適切な対応ができるようにしておく必要があります。たとえ製品に不満があったとしても、それに対する会社の対応がよければ、「今回は不良品だったが、いい会社だ」と思ってもらえる可能性もあるのです。

会社が法的責任を負うかどうかの検討については、法的知識が不可欠になりますし、悪質なクレームについては、対応窓口を弁護士に移すことで沈静化するケースもあります。苦情処理に悩まれた場合は、一度弁護士に相談することをお勧めします。



筆者プロフィール

小林 裕彦(こばやし やすひこ)

昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。



法務虎の穴

第43回 「取引先の倒産～相殺は可能?～」

弁護士 小林 裕彦

昨今の不況の下、倒産する会社が多くあります。このような状況の下、会社の代表者から以下のような相談が来た場合、どのように回答すればよいでしょうか。

(相談内容)

取引先が破産手続開始の申し立てをしたとの通知が届きました。当社の売掛金債権はまだ支払期限が到来していませんが、買掛金債権と相殺することはできますか？

破産手続ではなく民事再生手続の場合はどうですか？

(回答)破産の場合は原則可能

破産会社に対して債権を有する者(「破産債権者」といいます)が、破産手続開始の時点で破産会社に対して債務を負担していた場合、債権が期限付きの場合や、債務が期限や条件付きの場合でも、以下に述べる例外を除いて相殺が可能です。したがって、ご相談のケースの場合、支払期限の到来していない売掛金債権と、買掛金債務を相殺することができます。

相殺が禁止される場合

破産債権者が、破産会社の破産手続を知りながら債務を負担したような場合にまで相殺を認めると、破産債権者間の平等を不当に害することになります。そこで破産

法は、債務の負担時期および破産債権者の認識に応じて、相殺を禁止しています。おおまかにいうと、以下の4つの場合、すなわち、①破産手続開始後に債務を負担した場合、②支払不能を知りながら、専ら相殺に供する目的で破産者の財産の処分を内容とする契約を締結した場合など、③支払停止の事実を知りながら債務を負担した場合、④破産手続開始申し立ての事実を知りながら債務を負担した場合に、相殺が禁止されることとなります。

民事再生の場合は注意が必要

破産手続の場合は以上のように比較的広く相殺が認められるのに対し、民事再生手続の場合には一定の制限があります。民事再生手続において相殺を行うためには、①再生債権の届出期間満了時までに両債権が相殺適状になっていること、②相殺の意思表示を再生債権の届出期間満了時までにすること、という要件が必要となります。①の「相殺適状」とは、両債権の支払期限が到来していることを意味します。したがって、ご相談のケースの場合、売掛金債権の支払期限が再生債権の届出期間の満了前であれば相殺が可能ですが、それより後であれば相殺はできず、買掛金債務の支払いをしなければならないということになります。

債権回収のために

相殺を可能とするためには、再生債権の届出期間満了時までに、債権の支払期限が到来するようにしておく必要があります。そのためには、基本契約書などで、再生手続の申し立てを期限の利益の喪失事由としておくのが有効です。債権回収のためには、万が一の取引先の倒産に備えた手段を講じておくことが重要です。取引先から倒産の通知を受けた場合だけでなく、基本契約書等の見直しをされる場合には、一度専門の弁護士に相談されることをお勧めします。



筆者プロフィール

小林 裕彦(こばやし やすひこ)

昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。



法務虎の穴

第44回 「災害による企業損害～リスク管理と事後の対応～」

弁護士 小林 裕彦

異常気象が続き自然災害が増加している昨今、大手保険会社が火災保険の保険期間を見直すとの報道がなされました。さて今回は、災害により損害が生じた場合の請求の可否について相談がきた場合を想定してお話しします。

(相談内容)

自社の商品を倉庫業者に預かってもらっていましたが、地震によりその商品が滅失し、大きな損害を受けました。倉庫業者に何らかの請求ができますか。

(回答)

1 損害賠償の請求は難しい

上記相談の件ですが、倉庫業者には、預かった物を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない、という義務があります(商法593条)。しかし、地震のような不可抗力の場合には、倉庫業者の不注意による滅失とは認められないため、損害賠償の請求をすることはできません。倉庫契約約款でも、地震の場合には倉庫業者の免責が規定されているのが通常です。

2 事前のリスク管理にも限界あり

事後の損害賠償請求が不可能である以上、企業としては、事前のリスク管理による対応が必要です。

まず考えられるのは、地震保険への加入ですが、保険料が高額になる傾向があるため、個々の企業の規模や体力に応じて、リスクと投資のバランスを考えることとなります。また、在庫拠点を分散化

させるという方法も考えられますが、在庫拠点の集約化はコスト削減の有力な手段であり、全国展開しているような大企業でなければ、この方法も現実的ではありません。

3 いかにも再建をはかるかが重要

大地震などの緊急事態が発生した場合、事前の対策は技術的にもコスト的にも限界があり、万全なものとは不可能です。そこで、地震の被害を受けたときに最も重要になるのが、いかに早く再建をはかるかということです。政府も、企業支援のための各種の制度を発表しています。

4 政府による企業支援策

(東北大震災を例に)

2011年3月11日には未曾有の大災害、東北大震災が起こりました。このような災害では予想もしなかった損害も発生しました。この大震災の後、政府は優秀な技術を持つ企業が破産する事態を避けるため、東北大震災が原因で企業が債務超過に陥っても、地震発生から2年後の2013年3月10日までは、破産手続の開始決定がなされないことを決定しました。

また、中小企業庁による中小企業支援策も発表されています。内容としては、災害復旧貸付として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が別枠で貸付を行い、貸付金利の引き下げも行われるというものです。さらに、市区町村、消防署等から罹災証明を受けた企業に限

られますが、信用保証協会による別枠での保証も設けられました。

このような企業支援策は、比較的小規模な災害の場合にはなされない可能性はあります。しかし、このような支援策がなされないとも限らないので常にアンテナを張っておくことは必要です。

行政や銀行による救済制度を利用しても経営が軌道に乗らない場合、法的な再生を検討する必要もでてきます。再生への着手は、早ければ早いほどその後の再生の可能性が高くなってきます。相談者が経営に不安を感じていたら、一度弁護士に相談されることをお勧めします。



筆者プロフィール

小林 裕彦(こばやし やすひこ)

昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。

岡山県建設業協会 会報

2014
8
月号

(法律相談コーナー)

第50回 営業秘密の漏えい対策

●相談内容●

当社には、長年蓄積してきた営業秘密がありますが、漏えいが心配です。有効な漏えい防止対策はありますか。また、万が一漏えいしてしまった場合の対処は、どのようにすればよいでしょうか。

○回 答○



顧問弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

漏えいのリスクが付きまとう

会社は、多かれ少なかれ、それぞれの営業秘密を持っています。ただ、営業秘密は、形のないものですから管理が非常に困難で、漏えいする危険が常に付きまといまいます。そして、いったん外部に漏えいしてしまうと、財産的価値が失われてしまうという性質をも有しています。

事前の漏えい防止対策

営業秘密の漏えいは、外部からの侵奪によるものは実は稀で、多くは、会社の従業員や退職者が持ち出すことによって発生しています。したがって、漏えい防止のためのもっとも重要かつ有効な対策は、従業員の労務管理にあるといえます。

具体的には、就業規則や誓約書に、秘密保持、資料返還及び競業禁止義務を定め、機密管理規程を整備することが考えられます。また、従業員が漏えい行為を行う可能性を察知した場合には、すぐにその従業員から秘密を引き上げるという対応も必要となります。

もしも漏えいしてしまったら

仮に、営業秘密が漏えいしてしまった場合には、不正競争防止法による対応が考えられます。同法は、窃取等の不正な手段によって取得した営業秘密の使用行為が行われている場合に、当該侵害行為の差し止め、侵害行為に関連した物の廃棄及び損害賠償を請求できる旨定めています。

もっとも、これらの請求が認められるためには、営業秘密が、①事業活動に有用な情報であって、②秘密として管理されており、③公然と知られていないこと、の要件が必要です。この中でも、②秘密管理性がよく問題となり、これが認められるためには、情報にアクセスできる者を制限したり、マル秘マークを付して情報にアクセスした者が秘密と認識できるようにしたりしていることが必要です。

なお、不正競争防止法には、営業秘密を漏えいした者に対する罰則(10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金)も定められています。今般、岡山の某会社の顧客情報を漏えいさせたシステムエンジニアも、同法違反で逮捕されています。

対策について弁護士に相談を

事後の対応については、他にも複雑な法的問題がありますから、やはり重要なのは、事前の対策です。ただ、対策には法的な専門知識が必要になりますから、一度、弁護士に相談されることをお勧めします。

岡山県建設業協会 会報

2014
9
月号

(法律相談コーナー)

(しよんごん)

第51回 個人情報の取扱いは慎重に

●相談内容●

当社では、以前、顧客に対するアンケートを実施し、回答していただいた中から抽選でプレゼントを送付するというキャンペーンを実施しました。この度、当社の子会社が、このアンケートに書かれた住所宛てに、住宅建築のダイレクトメールを送付することを考えているのですが、何か問題はありますか。

○回 答○



顧問弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

情報取得手段としてのアンケート

アンケートは、サービス向上のための情報や、顧客情報の取得のために有用な手段です。そして、顧客情報、特に名前や住所等の個人情報を取得するため、回答した顧客にプレゼントを送付することも、よく行われます。

個人情報は本人のもの

このように、貴社がアンケートを実施して取得した集計結果については、貴社のノウハウになります。しかし、個人情報については、貴社が投資して収集したものであっても、あくまで個人本人のものであります。したがって、個人情報は、本人の意思に反する取扱いができません。

このような趣旨で個人情報保護法(以下「法」といいます。)が定められており、個人情報を取り扱うにあたっては、この法を遵守する必要があります。本件で注意すべき主な点は、次のとおりです。

利用目的の特定・目的外利用の禁止

まず、アンケートに名前や住所等の個人情報を記載してもらうことにより、個人情報を取得する際には、個人情報の利用目的を特定・明示する必要があります(法15条1項、18条1項)。そして、特定・明示した利用目的と異なる目的で個人情報を利用することは、本人の同意がない限りできません(法16条1項)。したがって、ダイレクトメールを送付するために個人情報を利用するのであれば、アンケート実施の際に、プレゼントの送付目的に加えて、ダイレクトメール送付目的に個人情報を利用する旨を、明示しておかなければなりません。

第三者提供の禁止

また、個人情報は、本人の同意なく第三者に提供することができません(法23条1項)。たとえ子会社であっても、法人が別ですから第三者にあたります。したがって、子会社に個人情報を提供するのであれば、この旨もあらかじめ明示し、黙示の同意を得ておく必要があります。ただし、個人情報の利用目的達成に必要な範囲で、個人データの取り扱いを業者に委託する場合の委託先は、第三者にあたらぬ旨定められています(法23条4項1号)。したがって、ダイレクトメール送付を業者に委託する際は、その点に関しての同意が不要です。

個人情報の取扱いは慎重に

近年、個人情報の取扱いに対する社会の目は厳しくなっています。注意すべき点は上記の他にもたくさんありますので、建築業の皆様におかれましても、情報の管理等に関してお悩みがあり、個人情報保護体制の整備をお考えの方は、一度弁護士に御相談されることをお勧めします。

e コミ。おかやま

- communication OKAYAMA

商工連会報「いいコミ。おかやま」

編集・発行／岡山県商工会連合会
〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-401
TEL.086-224-4341(代) Fax.086-222-1672
http://www.okasci.or.jp e-mail sbokoren@okasci.or.jp

2014
Vol.477

8

弁護士の コラム



こばやし やすひこ
弁護士 小林 裕彦
(岡山弁護士会所属)

TEL : 086-225-0091
FAX : 086-225-0092

昭和59年一橋大学法学部卒業後、
労働省(現厚生労働省)入省。平成
4年司法試験合格。平成4年弁
護士登録。会社顧問業務、企業法
務、訴訟関係業務、行政関係業
務、破産管財人、民事再生監督委
員、地方自治体包括外部監査業務
などを主に取り扱う。

ネット上の営業妨害への対応

インターネット上の評判

近年では、何か情報を得ようとするとき、インターネットに頼ることが多くなっていま
す。そのため、インターネット上での評判は、営業にとって非常に重要です。例えば、営業を
妨害する内容の記事を掲載したホームページが広まってしまうと、営業に大きな打撃を
与えかねません。

記事の削除要請と損害賠償

営業を妨害する内容の記事を発見すれば、まず、削除の要請を試みるべきです。ホーム
ページの作成者やプロバイダーの連絡先が分かれば、記事を削除するよう申し入れます。
また、会社の利益を害したといえるときには、ホームページの作成者に対して損害賠償を
請求できる場合があります。ただし、損害賠償を請求するためには、ホームページ作成者
を特定することが必要であるところ、インターネット上は匿名性が高く、インターネット
上の情報のみでは、個人を特定することが困難です。

プロバイダー責任法による開示請求

このような場合、通称「プロバイダー責任法」によると、プロバイダーに対し、ホーム
ページ開設者の住所・氏名の開示請求をすることができます。ただ、表現の自由との兼ね合
いから、開示を認める要件は厳格です。具体的には、①開示請求をする者の権利が侵害さ
れたことが明らかであること、②損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他
開示を受ける正当な理由があること、の要件を満たさなければ、開示されません。

開示が認められたケース

どのような場合に要件を満たすと判断されるかは、事案にもよりますが、裁判例には、
「本件侵害情報は、…原告が特定商取引法3条違反の契約の勧誘をしていること…など
の具体的事実を適示するものであって、原告の社会的地位を低下させるものであること
は明らかである」と判示して、開示請求を認めたものがあります。この裁判例からは、開示
請求者の社会的評価を低下させる具体的事実がホームページに記載されているかという
点が、ポイントになると考えられます。

弁護士には早めに相談を

インターネット上では、情報が非常に速く回ってしまいます。したがって、インターネット
上で問題が生じた場合には、早めに弁護士に相談することをお勧めします。

直湧きの天然岩風呂の宿「不老閣」 (山梨県)

山梨県の増富ラジウム温泉と下部温泉。どちらも、大体湯舟の温度は25度くらいで、底から直湧きで夏場は大変気持ちいいです。特に、増富ラジウムの方は、鉄分入りのサイダーのような味覚で飲み物としても大変うまい。

ところで、泉温についてですが、実は25度くらいというのが微妙なところでして、源泉の温度を基準に25度以上32度未満が低温泉、25度未満が冷鉱泉になるのですが、どちらも源泉自体は30度くらいです。しかし、実際は底から直湧きといっても湯舟全体の温度はそれよりは相当低くなるので、湯舟の温度が25度くらいかなという感じです。

そして、これを暖めないのがポイント！何でもかんでも温泉イコール暖かいという固定観念があるのですが、これが大間違いなんです。

実は増富ラジウム温泉のような炭酸泉は熱いと炭酸分が逃げてしまう。炭酸泉は実は冷たいようで体に気泡がたくさんついて、炭酸ガスが体に吸収されて、体がよく暖まります。それから、長く入れるので、温泉の成分が体によく吸収される。いいことづくしなんです。大体3時間入っていると10cc吸収されると言われています。だから、内蔵の働きが活発になっていくら飲んでも悪酔いしない。これ、ホンマです。私、いつも実践していますし、いつでも証言できます(笑)。

温泉を経営する人に言いたいのは、「無理して暖めるな」ということです。大好きな奥道後温泉がリニューアルしましたが、残念無念！奥道後古き良き冷泉風呂(これはかなりレベルが高かった)がなくなっていた…行く度に改善のお願いをしています。



不老閣の内湯。泡がびっしり身体につきます。



不老閣の岩湯(直湧きです)。大体8人ぐらい無理してぎゅうぎゅう詰めに入ります。



下部温泉裕貴屋の岩湯。(これも直湧きです。)昔は壁がなくて、混浴でした。

今回の資料送付のご案内

山陽新聞 掲載記事 『第31次地方制度調査会の行方』

岡山大学メールマガジン 8～9月号

おかやま産業情報 夏号

行政岡山 7～10月号

岡山建設業協会 会報 8～9月号

eコミ。おかやま 8月号

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号
弓之町シティセンタービル6階

Tel 086-225-0091

Fax 086-225-0092

Mail:k0217@oka.urban.ne.jp

所長 弁護士 小林 裕彦

弁護士 片岡 靖隆

弁護士 塩崎 篤史

弁護士 井筒 智子

弁護士 宗川 雄己

弁護士 丸山 洋平

HP: <http://kobavashilawoffice.v-kit.com/>